

# 厚生労働省説明資料

(自殺総合対策大綱における施策の実施状況及び  
子どもの自殺対策緊急強化プランの実施状況について)

令和7年7月30日  
第12回 自殺総合対策の推進に関する有識者会議  
厚生労働省社会・援護局総務課自殺対策推進室

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

# 自殺総合対策の推進

## ＜自殺総合対策大綱に掲げた数値目標＞

自殺死亡率を令和8年までに  
平成27年比で30%以上減少

【参考】 平成27年:18.5 ⇒ 令和5年:17.4  
(目標)令和8年:13.0以下

※自殺死亡率とは、人口10万人当たりの自殺による死亡率をいうもの。平成27年の自殺死亡率は18.5であり、それを30%以上減少させると13.0以下となる。

## 1. 地域自殺対策強化交付金による自殺対策の推進 (令和7年度当初予算 : 32. 1億円)

- 自殺対策基本法及び自殺総合対策大綱(令和4年10月14日閣議決定)に基づき、地域の実情に応じた相談対応、普及啓発、自殺未遂者や自死遺族への支援等の実践的な自殺対策の取組を支援
- 我が国の自殺者数は、21,837人(令和5年)であり、依然として高い水準で推移している深刻な状況にあることを踏まえ、電話・SNSを活用した相談体制等の強化を支援
- 「こどもの自殺対策緊急強化プラン」(令和5年6月2日とりまとめ)を踏まえ、多職種の専門家で構成される「こども・若者の自殺危機対応チーム」を設置し、市町村等では自殺未遂歴や自傷行為の経験等があるこども・若者への対応が困難な場合に、助言等を行う事業の実施を支援

## 地域におけるこども・若者等の自殺危機への対応強化 (令和6年度補正予算 : 20. 3億円)

- 「こども・若者の自殺危機対応チーム」の立ち上げ等への支援
- 地域におけるSNS等を活用した自殺に関する悩みに対する相談体制の強化等の支援
- 社会的に孤立し不安を抱えている人に対する電話やSNS等を活用した自殺防止等に係る民間団体の取組支援

## 令和7年度当初予算40. 3億円(令和6年度当初予算38. 9億円)

### 【内訳】

1. 地域自殺対策強化交付金	32. 1億円	(30. 5億円)
2. 地域自殺対策推進センター運営事業費	1. 1億円	(1. 2億円)
3-1. 調査研究等業務交付金	6. 0億円	(6. 0億円)
3-2. ゲートキーパー基盤整備事業費	0. 2億円	(0. 3億円)
3-3. その他(本省費)	0. 9億円	(0. 9億円)

### ※令和6年度補正予算

地域自殺対策強化交付金	20. 3億円
-------------	---------

## 2. 地域自殺対策推進センターの運営の支援 (令和7年度当初予算 : 1. 1億円)

- 市町村等において地域の状況に応じた自殺対策が総合的かつ効率的に推進されるよう、地域自殺対策推進センターが必要な体制を整備し、市町村等に対する適切な助言や情報提供等を行うことを支援

## 3. 自殺対策に関する調査研究等の推進 (令和7年度当初予算 : 7. 1億円)

- 我が国の自殺対策の中核として機能する指定調査研究等法人において、多様なデータ等を活用した自殺対策の検討等の調査研究の充実を図るとともに、地域の自殺対策への取組支援等を実施
- ゲートキーパー普及に向けた基盤の構築(研修教材作成、講師養成等)
- 自殺予防週間及び自殺対策強化月間等において、全国的な普及啓発活動を実施

### 電話・SNSを活用した 相談体制等の強化



### こども・若者の 自殺危機対応チーム による支援の実施



### ゲートキーパーの 養成・支援



# 地域自殺対策強化交付金による自殺対策の推進

令和7年度当初予算 32億円 (31億円) ※()内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

- 我が国の自殺者数は、20,320人(令和6年)となっており、依然として高い水準で推移している深刻な状況にある。
- 自殺対策基本法に基づき、地域における自殺の実態及び特性に即した自殺対策等を支援するために、交付金を交付することとしている。
- 地域の特性に応じた継続的な対策を後押しし、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指す。

## 2 事業の概要・スキーム

交付金の交付により、地域の実情に応じた実践的な取組を行う地方自治体や広く全国に事業を展開する民間団体の取組を支援する。

### 【事業内容】

<①地域自殺対策強化事業(地方自治体向け) 交付率: 1/2,2/3,10/10>

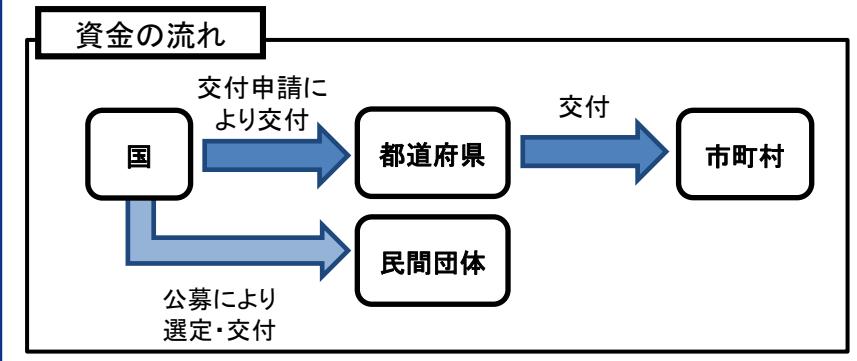
- 対面、電話、SNS相談の実施
  - ・自殺予防関連の相談会の開催
  - ・電話・SNSを活用した相談体制等の強化(拡充)
- 人材養成の支援
  - ・各種相談員の養成
  - ・ゲートキーパーの養成
- 適切な情報の発信
  - ・支援情報や自殺相談窓口等に関する情報の周知
- 自殺未遂者や自死遺族への支援
  - ・自殺未遂者への継続的支援や自死遺族団体に対する活動支援
- こども・若者の自殺危機対応チームによる支援の実施 等

<②自殺防止対策事業(民間団体向け) 交付率: 10/10>

- ・電話・SNSを活用した相談体制等の強化
- ・自殺念慮者やハイリスク者に対するアウトリーチ支援
- ・ゲートキーパーになった者に対する支援 等

## 3 実施主体等

- 実施主体:都道府県・市町村、民間団体
- 交付率:1/2,2/3,10/10(都道府県・市町村)  
:10/10(民間団体)



電話・SNSを活用した相談体制等の強化



こども・若者の自殺危機対応チームによる支援の実施



施策名: 地域における自殺対策の強化

令和6年度補正予算 20億円

**① 施策の目的**

- ・小中高生の自殺者数は、近年増加傾向が続き、令和6年においても過去最多の水準で推移している。
- ・このため、こども・若者の自殺予防等への取組を強化する必要があり、特に自殺未遂歴や自傷行為歴等のあるハイリスク者への危機介入の強化及び地域におけるSNS等を活用した自殺に関する悩みに対する相談体制の強化等を行う必要がある。

**② 対策の柱との関係**

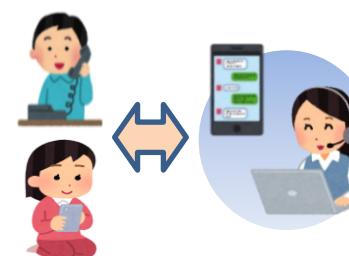
I	II	III
		○

**③ 施策の概要****I 地域におけるこども・若者の自殺危機への対応強化****(1)「こども・若者の自殺危機対応チーム」の立ち上げ等への支援**

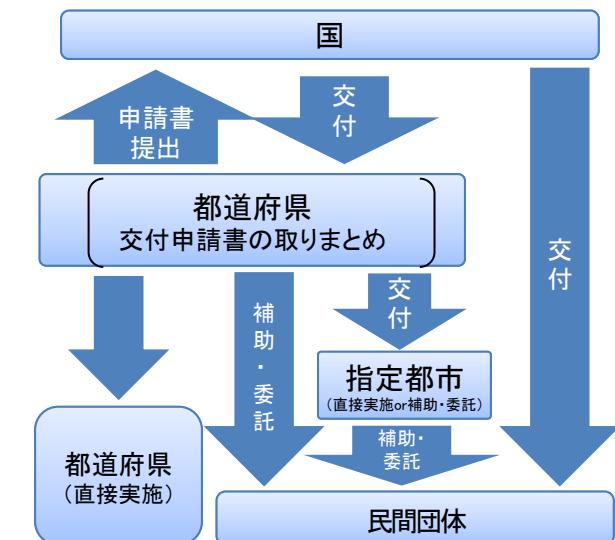
- ・都道府県・指定都市において、多職種の専門家で構成されるチームを設置し、市町村等では自殺未遂歴や自傷行為の経験等があるこども・若者への対応が困難な場合に、助言等を行う事業の立ち上げ等を支援

**(2) 地域におけるSNS等を活用した自殺に関する悩みに対する相談体制の強化等の支援**

- ・都道府県・指定都市が行うSNS等を活用した相談体制の強化
- ・地域の支援機関へのつなぎ支援の実施
- ・自殺念慮者やハイリスク者に対するアウトリーチや一次保護の実施、居場所の提供
- ・相談員のなり手不足の解消、資質の向上又は定着、相談支援の環境整備等への支援

**II 社会的に孤立し不安を抱えている人に対する電話やSNS等を活用した自殺防止等に係る民間団体の取組支援****④ 施策のスキーム図、実施要件  
(対象、補助率等)等**

○ 実施主体: 都道府県・指定都市、民間団体

○ 交付率: 10/10、2/3(都道府県・指定都市)  
: 10/10(民間団体)**⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)**

- ・地域の支援者支援を通じて、関係機関等の実務的な連携を強化するとともに、こども・若者の自殺企図を防止する。
- ・電話やSNS等を活用した相談体制の更なる強化等を図り、地域における具体的な支援につなげることで、自殺者数の減少に資する。

# こども・若者の自殺危機対応チーム事業の更なる推進

令和7年度当初予算 38億円の内数 (37億円の内数) ※()内は前年度当初予算額  
※令和6年度補正予算額 20億円の内数

(38億円の内訳)  
地域自殺対策強化交付金 32億円  
調査研究等業務交付金 6.0億円

## 1 事業の目的

- 令和6年(2024年)の小中高生の自殺者数は、529人と過去最多となり、自殺予防等への取組について強化していく必要がある。特に、自殺未遂歴や自傷行為歴等のあるハイリスク者への危機介入の強化が必要である。
- 「こどもの自殺対策緊急強化プラン」(令和5年6月2日とりまとめ)や「自殺総合対策大綱」(令和4年10月14日閣議決定)においても、こどもの自殺危機に対応していくチームとして、学校、地域の支援者等が連携し自殺対策にあたることができる仕組みの構築について盛り込まれている。また、本プランにおいては、チームの全国への設置を目指すことになっている。
- こうした状況を踏まえ、こどもの自殺対策の強化の観点から、「こども・若者の自殺危機対応チーム」の設置によるこどもや若者の困難事案への的確な対応に向け、より一層取組を推進する必要がある。

## 2 事業の概要・スキーム

多職種の専門家で構成される「こども・若者の自殺危機対応チーム」を設置し、市町村等では自殺未遂歴や自傷行為の経験等があるこども・若者への対応が困難な場合に、助言等を行う事業を実施する。

【こども・若者の自殺危機対応チーム】(事務局:地域自殺対策推進センター等)

- 支援対象者:次のこども・若者のうち、市町村等での対応困難な場合に対応チームによる支援を必要とする者  
①自殺未遂歴がある、②自傷行為の経験がある、③自殺をほのめかす言動があり、自殺の可能性が否定できない 等
- 構成:精神科医、心理士、精神保健福祉士、弁護士、NPO法人 等 ※ケースや地域の実情・課題により必要な人員とする
- 内容:地域の関係機関からの支援要請を受けて、以下を実施。  
①チーム会議の開催:支援方針・助言等の検討  
②支援の実施:支援方針に基づく地域の関係機関への指導・助言、現地調査  
③支援の終了:地域の関係機関への引継
- 都道府県・指定都市への取組支援:  
厚生労働大臣指定調査研究等法人「いのち支える自殺対策推進センター」が、当該事業を実施する都道府県・指定都市に係る情報を整理し、本事業に取り組む都道府県・指定都市への支援を行う。



## 3 実施主体等

- 実施主体:都道府県・指定都市、厚生労働大臣指定調査研究等法人「いのち支える自殺対策推進センター」
- 交付率:10/10

# 「子ども・若者の自殺危機対応チーム事業」の状況

<地域自殺対策強化交付金による実施状況>

**【令和5年度】** 令和5年度当初予算

支援自治体数：4自治体（令和5年度交付額確定ベース）

⇒ 長野県、福井県、大阪府、静岡市

**【令和6年度】** 令和6年度当初予算、令和5年度補正予算（繰越分）

支援自治体数：16自治体（令和6年度交付決定ベース）

⇒ （上記4自治体に加え）

青森県、宮城県、埼玉県、滋賀県、鳥取県、岡山県、徳島県、高知県、  
大分県、札幌市、名古屋市、北九州市

**【令和7年度】** 令和7年度当初予算、令和6年度補正予算（繰越分）

支援自治体数：24自治体（予定）

# 自殺対策に関する調査研究等の推進

令和7年度当初予算 6.0億円 (6.0億円) ※()内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

- 自殺対策基本法(平成18年法律第85号)の趣旨にのっとり、調査研究等の推進により、自殺対策の一層の充実を図ることを目的として、令和元年9月12日に施行された「自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するための調査研究及びその成果の活用等の推進に関する法律」(令和元年法律第32号)に基づき、指定調査研究等法人として「一般社団法人いのち支える自殺対策推進センター」を指定し、国が調査研究等業務に要する費用を交付するもの。

## 2 事業の概要

### 【自殺の実態等の調査研究・検証の実施とその成果の活用】

- 自殺対策を総合的に推進するため、社会学、経済学、応用統計学等の学際的な調査研究や、多様なデータ等を活用した自殺対策の検討等の調査研究を行う。
- 都道府県・市町村等が地域の状況に応じた実効性のある自殺対策を推進できるよう、地域毎の自殺の実態や政策ニーズの把握と分析等、総合的な政策の企画立案・関連施策の連携につながる調査研究を推進する。

### 【調査研究・検証を行う者に対する助成】

- 革新的自殺研究を推進するため、必要な助言、評価等を行う体制を構築して、調査研究等を行う者に対して助成を行う。(革新的自殺研究推進プログラム)

### 【先進的な取組に関する情報の収集、整理、提供】

- 我が国の自殺対策の情報発信、海外の自殺対策の先進事例の収集等、国際連携に取り組む。

### 【地域の状況に応じた自殺対策の策定及び実施】

- 各都道府県・指定都市の地域自殺対策推進センター等の担当者や自殺対策関係者に対し、指導助言を行う。
- 国と地方の連携を図るため、連絡会議を開催するとともに、必要に応じて、市町村との意見交換や指導を行うためのブロック会議を開催する。

### 【地方公共団体等の関係職員に対する研修】

- 地方公共団体の職員、自殺対策に係る活動を行う民間団体の職員、その他の関係者に対する研修を行う。
- 自殺未遂者の再度の自殺を防止するため、医療従事者を対象にした研修を行う。

### 【自傷・自殺未遂レジストリの運用】

- 自傷・自殺未遂レジストリを運用し、自殺未遂者の実態把握や調査分析を行う。

## 3 実施主体等

- 実施主体:厚生労働大臣指定調査研究等法人「いのち支える自殺対策推進センター」
- 交付率:10/10

# 令和6年度 自殺対策強化月間における広報の取組

- 全国でのポスターの掲示やインターネット動画等を活用し幅広く、「SNSや電話の相談窓口（まもうよこころ）」の周知。
- 特に、自殺者数の多い中高年層や子ども・若者を中心に相談を呼びかけ。

## 【広報ポスター・動画広告等】

### ポスター

- ▶ 中高年男性や子ども・若者を主なターゲットとして相談を呼びかけ



※全国の自治体、公共施設、学校、医療機関、駅舎、商業施設等での掲示やSNSでの呼びかけ

### 動画広告

- ▶ YouTube、Yahoo!等でのスキップができない6秒間/15秒間の短時間動画を配信



## X、Facebook、Instagram等のSNS広告

- ▶ X・Facebook・Instagram等において、ポスターや動画を配信



## 【政府広報】

### インターネットバナー広告

- ▶ Yahoo!ニュース等にバナーを掲出  
→クリックすると厚労省 ウェブサイト



## 【その他の広報】

### 検索連動広告、SNS投稿

- ▶ Google、Yahoo!で自殺に関連する言葉を検索した方に相談窓口を表示



- ▶ 自殺対策強化月間に向けて、各種広報媒体を活用し、相談窓口及びゲートキーパー等について投稿

※ 厚生労働省ウェブサイト「まもうよこころ」  
<https://www.mhlw.go.jp/mamorouyokokoro/>



## 【鉄道事業者との連携】

### JR東日本電車内デジタルサイネージ

- ▶ 【放映期間】 3/31(月)~4/6(日)
- ▶ 【放映線区】 首都圏主要線区
- ▶ 【15秒動画】 ※音声なし



※イメージ

### JR西日本電車内デジタルサイネージ

- ▶ 【放映期間】 3月
- ▶ 【放映線区】 近畿圏主要線区
- ▶ 【15秒動画】 ※音声なし



※イメージ

# 夏季休暇時期における子ども・若者の自殺防止に向けた普及啓発の取組について（令和7年度の取組）（案）

子どもの自殺は長期休暇明け前後に増加する傾向があることから、子ども・若者に向けたポスターや動画を作成し相談窓口を周知。夏季休暇中から、重層的な啓発活動を実施。

## ① 6月30日 <夏季休暇前からの準備>

- ▶長期休暇明けの児童生徒の自殺予防に係る取組の徹底について、自治体、教育委員会、学校等に通知を発出
  - 厚労省、文科省、子ども家庭庁が、同日付で、お互いの通知を引用し添付する形で通知
  - 8月からの広報ポスターの掲示の協力依頼、学校において悩みや不安を抱える児童生徒の早期発見・早期対応、子ども政策担当部局、教育委員会指導事務主管課、自殺対策主管部局等の関係機関との連携等

## ② 8月1日～（予定）

- ▶子ども・若者向けのポスター、動画等による集中的な啓発活動の実施 <子ども・若者に向けた普及啓発>
  - 各省庁（※）、全国の自治体、学校、関係団体、支援団体、SNS事業者等と連携した情報発信
    - ※孤独・孤立対策推進室、孤独・孤立対策官民連携プラットフォームとも連携
  - 子ども・若者も多く利用するYouTubeやSNSの動画広告等の掲載
  - ウェブサイト「まもろうよこころ」内の「広げてみよう支え合い」のページを活用した情報発信、厚労省X（旧Twitter）への投稿
  - 厚労省、文科省、子ども家庭庁、内閣府孤独・孤立対策推進室の4省庁連名のプレスリリース（調整中）

## ③ 8月中旬（予定）

- ▶子ども・若者等の自殺予防に向けた文科大臣のメッセージのSNS等発信 <子ども・若者、保護者に向けた普及啓発>
- ▶教育委員会、学校への通知の発出
  - 各学校が相談窓口等の情報を児童生徒のタブレット端末等に掲載

## ④ 8月26日又は29日（予定）

- ▶自殺予防週間に向けた厚労大臣閣議発言・閣議後会見冒頭発言や、厚労大臣、文科大臣、子ども政策担当大臣、孤独・孤立対策担当大臣の4大臣連名メッセージのSNS等発信 <子ども・若者、保護者を含む全世代への普及啓発>

## ⑤ 9月上旬～ 自殺予防週間の取組として全国の自治体、関係団体における相談事業の実施、拡充

<子ども・若者に向けたポスター・動画（相談窓口の案内）>

(1) ポスター



(2) 15秒動画



(3) 6秒動画



<文科大臣、子ども大臣、孤独・孤立対策担当大臣、厚労大臣メッセージ>



昨年度の例



# 厚生労働省ホームページ「まもうよ こころ」

- ・電話やSNSによる相談窓口等の情報をわかりやすくまとめたサイト「まもうよ こころ」を公開。
- ・広報ポスター、広報動画、政府広報、X(旧Twitter)、インターネット広告等を通じて広く周知を図っている。
- ・新たに「こころを落ち着けるためのWebサイト」のページを作成し、「かくれてしまえばいいのです」等を紹介。

The image shows two screenshots of the Mamorou Yoko Koro website. The left screenshot is the homepage, featuring a large graphic with hands holding a heart and the text 'あなたの声を聴かせてください' (Please listen to my voice). Below it is a message: 'もし、あなたが悩みを抱えていたら、相談してみませんか？' (If you are troubled, don't you want to consult?). At the bottom are buttons for '電話で話したい' (Talk by phone) and 'SNSで話したい' (Talk on SNS). A QR code is also present. The right screenshot is a detailed page titled 'こころを落ち着けるためのWebサイト' (Web site for settling the heart). It contains a large text block about settling the heart when the consultation window is crowded, followed by two sections of links: 'かくれてしまえばいいのです' (You can hide) and 'こころのオンライン避難所' (Online shelter for the heart). The bottom section is a large 'SNSで話したい' (Talk on SNS) section with several links to various support organizations.

まもうよ こころ

文字サイズの変更 標準 大 特大 厚生労働省

ホーム 困った時の相談方法・窓口 こころを落ち着けるためのWebサイト 自殺対策の今  
ゲートキーパーになろう！ 厚生労働省の取り組み 広げてみよう支え合い

あなたの声を聴かせてください

もし、あなたが悩みを抱えていたら、相談してみませんか？

電話で話したい > SNSで話したい >

https://www.mhlw.go.jp/mamorouyokokoro/

詳しくは まもうよ こころ 検索

QRコード

こころを落ち着けるためのWebサイト

心を落ち着かせたい時、相談窓口が混み合っている時などに試してみませんか？

あなたの心がもやもやしたり、ざわついたら、相談窓口以外の方法も試してみませんか？  
また、相談窓口が混み合っている時など、窓口につながるまでの間に試してみませんか？  
少しほっとするかもしれません。

かくれてしまえばいいのです  
(特定非営利活動法人 自殺対策支援センターライフリンク) >

こころのオンライン避難所  
(一般社団法人 いのち支える自殺対策推進センター) >

電話で話したい >

#いのちSOS (特定非営利活動法人 自殺対策支援センターライフリンク) >

よりいホットライン (一般社団法人 社会的包摶サポートセンター) >

いのちの電話 (一般社団法人 日本いのちの電話連盟) >

こころの健康相談統一ダイヤル >

チャイルドライン (特定非営利活動法人 (NPO法人) チャイルドライン支援センター) >

24時相談子供SOSダイヤル (文部科学省) >

子どもの入院110番 (法務省) >

SNSで話したい >

特定非営利活動法人  
自殺対策支援センターライフリンク >

特定非営利活動法人  
東京メンタルヘルス・スクエア >

特定非営利活動法人  
あなたのいばしょ >

特定非営利活動法人  
BONDプロジェクト >

特定非営利活動法人  
チャイルドライン支援センター >

# ゲートキーパーの推進について

「ゲートキーパー」とは…

悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人のことです。

## 気づき・声かけ

家族や仲間の変化に気づいて、声をかける

## 傾聴

本人の気持ちを尊重し、耳を傾ける

## つなぎ

早めに専門家に相談するように促す

## 見守り

温かく寄り添いながら、じっくりと見守る

※上記のうちどれか1つができるだけでも、悩んでいる方にとっては大きな支えになります。

## <普及促進に向けた主な取組>

- 厚生労働省ホームページ「ゲートキーパーになろう！」の設置
  - ※ 「青年期向け」、「大人向け」と、年代に応じてわかりやすく説明。
  - ※ ゲートキーパーを支援するためのページも新設。
- 各自治体でのゲートキーパー養成研修
- 厚生労働省X（旧Twitter）での呼びかけ
- 自殺予防週間等における、全国での広報ポスター掲示、動画広告の配信
- 政府広報との連携による周知
  - ※ インターネットバナー広告、ラジオ番組、BS番組



自殺総合対策大綱において、国民の約3人に1人以上がゲートキーパーについて聞いたことがあるようにすることを目指している。

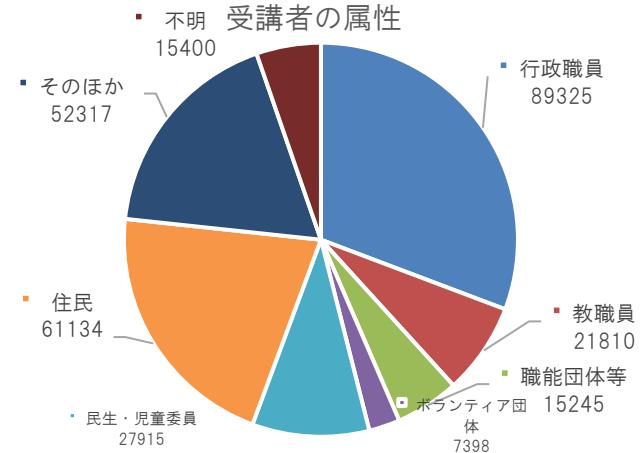
►令和3年度自殺対策に関する意識調査（厚生労働省自殺対策推進室）における認知度は12.3%

## <各自治体における研修の実施状況>

### ● 令和4年度 約29万人

※各自治体からの報告を集計。

※オンラインによる研修受講や研修動画の視聴を含む。



※数値は対象にしている都道府県と市町村の合計

# 厚生労働省ホームページ「ゲートキーパーになろう！」

- 「令和5年度ゲートキーパーの普及に向けた基盤整備事業」において、全国の自治体等でゲートキーパー養成の取組を推進するために作成したゲートキーパー養成研修用テキスト及びゲートキーパー養成研修用動画を厚生労働省ホームページに公開。

まもろうよ こころ

文字サイズの変更 標準 大 特大 厚生労働省

ホーム 自殺対策の今 困った時の相談方法・窓口 ゲートキーパーになろう！ 厚生労働省の取り組み

広げてみよう支え合い

ホーム > ゲートキーパーになろう！

ゲートキーパーになろう！

電話で話したい SNSで話したい

### ゲートキーパー養成研修用動画（令和5年度作成）

ゲートキーパー養成研修に活用できるよう、「ゲートキーパー養成研修用テキスト」とともに、「ゲートキーパー養成研修用動画」を作成しています。

ゲートキーパー研修用動画 子ども編  
ゲートキーパー研修用動画 女性編  
ゲートキーパー研修用動画 勤労者編  
ゲートキーパー研修用動画 支援へのつなぎ方編

### ゲートキーパー養成研修用テキスト（令和5年度作成）

厚生労働省において、ゲートキーパー養成研修用テキストを作成しました。  
悩みを抱える人を適切に支援するための知識やゲートキーパーの皆さんそれぞれの立場での役割などを知っていただく研修内容をテキストにまとめています。

ゲートキーパー養成研修用テキスト【PDF形式】

【ゲートキーパー養成研修用テキスト】（174頁）  
協力：令和5年度ゲートキーパーの普及に向けた基盤整備事業 企画委員会

ゲートキーパー養成研修講師用テキスト【PDF形式】

【ゲートキーパー養成研修講師用テキスト】（71頁）

【ゲートキーパー養成研修用動画】

- ・子ども編（親子対応／約20分）
- ・女性編（育児中／約23分）
- ・勤労者編（オンライン対応／約20分）
- ・支援へのつなぎ方編（約14分）

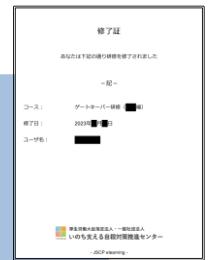
# JSCP ゲートキーパー研修について

- いのち支える自殺対策推進センター( JSCP )において、「ゲートキーパー」に関するe-ラーニング教材を作成しました。
- 自治体職員向けに作成しており、①傾聴編(約15分)、②連携編(約35分)で構成されており、動画を視聴後、確認テストを受け合格することで、研修修了となります(全体で約1時間)。
- 自治体職員以外の方も、①傾聴編を受講することにより、ゲートキーパーに必要な知識を得ることができます。

## 【受講の流れ】

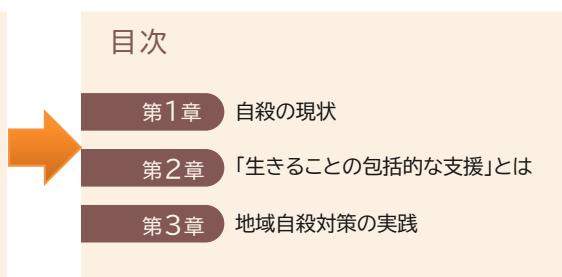


合格



修了

※修了証が表示されます



- ※ 昨年9/19に配信済みです。JSCPのHP(<https://jscp.or.jp/>)をご確認ください。
- ※ 研修修了者数:6,317名(令和6年10月23日時点)

# 自殺報道への対応(WHO自殺報道ガイドラインを踏まえた報道の要請)

著名人の自殺報道やその他の自殺について、その手段や場所等を詳細を報じることは、その内容や報じ方によっては、とりわけ子どもや若者、自殺念慮を抱えている人に強い影響を与えかねないため、『自殺報道ガイドライン』を踏まえた報道を要請している。(令和2年以降28回実施)

## 自殺報道ガイドライン(WHO) <WHO『自殺予防を推進するためにメディア関係者に知ってもらいたい基礎知識2023年版』より>

### ○自殺関連報道として「してはいけないこと」

- ・報道を漫然と繰り返したりしないこと
- ・自殺の手段を描写しないこと
- ・場所に関する名称や詳細な情報を伝えないこと
- ・センセーショナルに扱ったり、美化したり、よくある普通のこととして扱ったり、問題を解決する有効な方法のように紹介したりする言葉やコンテンツは使用しないこと
- ・自殺の原因を単純化したり、一つの要因に決めつけたりしないこと
- ・写真、ビデオ映像、デジタルメディアやソーシャルメディアへのリンクを使用しないこと
- ・遺書の詳細を報じないこと

### ○自殺関連報道として「するべきこと」

- ・自殺を考えたり自殺の危機が高まつたりしたときに、どこに、どのようにして助けを求めるべきか、正しい情報を提供すること
- ・自殺や自殺予防に関して、正確な情報に基づいた事実を周知すること
- ・生活の中でストレスを抱えたり、自殺を考えたりしたときの対処法や助けを求めることが大切さについて報道すること
- ・有名人の自殺を報じる際には、特に注意を払うこと
- ・家族や友人などを自殺で亡くした方、自殺を考えたことがある方や自殺未遂をしたことがある方に取材をする際には、慎重に行うこと

## 厚生労働省による報道機関への要請



### メディア関係者各位

著名人の自殺及びその手段や場所等の詳細に触れる報道は、報じ方によっては「子どもや若者、自殺念慮を抱えている人の自殺を誘発する可能性」があります。  
『自殺報道ガイドライン』を踏まえた報道をお願いいたします。

タレントの上島竜兵さんが5月11日に逝去され、死因が自殺である可能性があるとの報道がなされています。また、一部のメディアではその手段も報じられています。著名人の自殺に関する報道や、その手段や場所等の詳細を報じることは、その内容や報じ方によっては、とりわけ子どもや若者、自殺念慮を抱えている人に強い影響を与えるかもしれません。

メディア関係者各位におかれましては、今一度、そのリスクについてご留意いただき、WHO『自殺対策を推進するためにメディア関係者に知ってもらいたい基礎知識 2017年版』(いわゆる『自殺報道ガイドライン』)を踏まえた報道を、お願いいたします。

#### 《センセーショナルな自殺報道によるリスク》

- 自殺リスクの高い人はメディアの自殺報道の後に模倣自殺を起こしてしまう危険性があること。
- 有名人の自殺や、自らと重ね合わせやすい人（自身と同じ境遇の人など）の自殺は、その危険性が極めて高くなること。
- 新型コロナウイルス感染症の影響で、健康面だけでなく生活面や仕事面でも不安を抱えている人が多い現状においては、さらに自殺報道の影響が大きくなることが懸念されること。

厚生労働大臣指定法人・一般社団法人  
いのち支える自殺対策推進センター  
厚生労働省

令和4年5月11日

厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

### 再度の注意喚起

### メディア関係者各位

5月11日に逝去された著名人の報道に関して  
『自殺報道ガイドライン』に反する報道・放送が散見されることを踏まえ、  
再度、自殺報道に関する注意喚起をさせていただきます。

タレントの上島竜兵さんが5月11日に逝去され、死因が自殺である可能性があるとの報道・放送が行われていることを踏まえて、本日午前中に、『自殺報道ガイドライン』に即した放送・報道をしていただくよう、依頼文を送らせていただきました。

しかしながら、一部のメディアにおいて、『自殺報道ガイドライン』に反する、以下のような報道・放送が行われているため、あらためて自殺報道に関する注意喚起をさせていただく次第です。

#### 以下のような放送・報道は、自殺リスクを高めかねません。

- 自殺の「手段」を報じる
- 自殺で亡くなった方の自宅前等から中継を行う
- 自殺で亡くなった場所（自宅）の写真や動画を掲載する
- 街頭インタビューで、市民のリアクションを伝える